

疾患別リハビリテーション料

項目名	点数	標準的算定日数	対象疾患（抜粋）
心大血管疾患 リハビリテーション料	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ） 205点 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ） 125点	150日	急性心筋梗塞、狭心症、開心術後、大血管疾患、慢性心不全で左室駆出率40%以下 等
脳血管疾患等 リハビリテーション料	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） 245点 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ） 200点 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ） 100点	180日	脳梗塞、脳腫瘍、脊髄損傷、パーキンソン病、高次脳機能障害 等
廃用症候群 リハビリテーション料	廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ） 180点 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ） 146点 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ） 77点	120日	急性疾患等に伴う安静による廃用症候群
運動器 リハビリテーション料	運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 185点 運動器リハビリテーション料（Ⅱ） 170点 運動器リハビリテーション料（Ⅲ） 85点	150日	上・下肢の複合損傷、脊椎損傷による四肢麻痺、運動器の悪性腫瘍 等
呼吸器 リハビリテーション料	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） 175点 呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ） 85点	90日	肺炎・無気肺、肺腫瘍、肺塞栓、慢性閉塞性肺疾患であって重症度分類Ⅱ以上の状態 等

疾患別リハビリテーション料の施設基準

項目名	医師 ^{※1}	療法士全体	理学療法士 (PT ^{※2})	作業療法士 (OT ^{※2})	言語聴覚士 (ST ^{※2、※3})	専有面積 (内法による)	器械・ 器具具備		
心大血管疾患 リハビリテーション料	(I)	循環器科又は心臓血管外科 の医師が実施時間帯に常時 勤務 専任常勤 1 名以上	-	専従常勤PT及び 専従常勤看護師 合わせて 2 名以上等	必要に応じて配置	-	病院 30m ² 以上 診療所 20m ² 以上	要	
	(II)	実施時間帯に上記の医師及 び経験を有する医師 (いず れも非常勤を含む) 1 名以 上勤務	-	専従のPT又は看護師 いずれか 1 名以上					
脳血管疾患等 リハビリテーション料	(I)	専任常勤 2 名以上 ^{※4}	専従従事者 合計10名以上 ^{※4}	専従常勤PT 5 名以上 ^{※4}	専従常勤OT 3 名以上 ^{※4}	160m ² 以上 ^{※4}	(言語聴覚療法を 行う場合) 専従常勤ST 1 名以上 ^{※4}	要	
	(II)	専任常勤 1 名以上	専従従事者 合計 4 名以上 ^{※4}	専従常勤PT 1 名以上	専従常勤OT 1 名以上	病院 100m ² 以上 診療所 45m ² 以上			(言語聴覚療法 を行う場合) 専用室 (8m ² 以上) 1 室以上
	(III)	専任常勤 1 名以上	専従の常勤PT、常勤OT又は常勤STのいずれか 1 名以上			病院 100m ² 以上 診療所 45m ² 以上			
廃用症候群 リハビリテーション料	(I) ~ (III)	脳血管疾患等リハビリテーション料に準じる							
運動器 リハビリテーション料	(I)	専任常勤 1 名以上	専従常勤PT又は専従常勤OT合わせて 4 名以上		-	病院 100m ² 以上 診療所 45m ² 以上	要		
	(II)		専従常勤PT 2 名又は専従常勤OT 2 名以上あるいは専従常勤PT及び専従常勤OT合 わせて 2 名以上						
	(III)		専従常勤PT又は専従常勤OT 1 名以上						
呼吸器 リハビリテーション料	(I)	専任常勤 1 名以上	専従常勤PT 1 名を含む常勤PT、常勤OT又は常勤ST合わせて 2 名以上		-	病院 100m ² 以上 診療所 45m ² 以上	要		
	(II)		専従常勤PT、専従常勤OT又は上記ST 1 名以上						

- ※1 常勤医師は、週3日以上かつ週22時間以上の勤務を行っている複数の非常勤医師を組み合わせた常勤換算でも配置可能
- ※2 常勤PT・常勤OT・常勤STは、週3日以上かつ週22時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算でも配置可能 (ただし、2名以上の常勤職員が要件のものについて、常勤職員が配置されていることとみなすことができるのは、一定の人数まで)
- ※3 言語聴覚士については、各項目で兼任可能
- ※4 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) において、言語聴覚療法のみを実施する場合は、上記規定によらず、以下を満たす場合に算定可能
 医師：専任常勤 1 名以上 専従常勤ST 3 名以上 (※2の適用あり) 専用室及び器械・器具の具備あり
 また、脳血管疾患等リハビリテーション料 (II) について、言語聴覚療法のみを実施する場合は、以下を満たす場合に算定可能
 医師：専任常勤 1 名以上 専従常勤ST 2 名以上 (※2の適用あり) 専用室及び器械・器具の具備あり